

告示

埼玉県告示第四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計二者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百六者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テ

リオ

千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地（金田西二街区二画地） 外

計百六者

ハ 変更年月日

令和四年十二月三十一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十五日

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月七日から令和五年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課